

会社法改正のポイント

東京商工会議所

平成26年6月20日、会社法の一部を改正する法律が成立しました。
同法は平成27年4月ごろに施行される予定です(会社法施行規則等の法務省令も年内に改正される予定です)。

該当する中小企業が注意すべき改正

定款で株式譲渡制限を定めている会社が対象

●監査役¹の監査の範囲を会計監査に限定している場合、登記が必要になります。

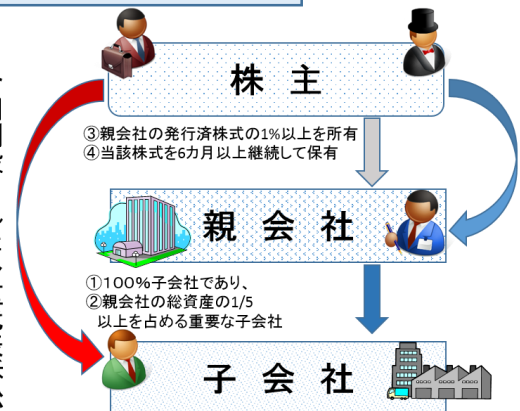
- ▶定款で監査役¹の監査の範囲を会計監査に限定する旨定めている株式会社は、その旨の登記をすることが必要になりました。
- ▶当該登記は、改正会社法の施行後、最初に監査役が就退任(重任を含む)する際に行う必要があります。
※登録免許税については、最寄りの法務局にお問合せください。

- ▶定款に「株式譲渡を制限する」旨の規定を置いている会社は該当する可能性が高いので登記の際に確認が必要です。

●多重代表訴訟²の制度が定められました。100%出資子会社がある会社が対象

- ▶従来の株主代表訴訟に加え、新たに100%出資の子会社の役員に対し、株主代表訴訟を提起することが可能となりました。
(純粋持株会社の増加を受け、株主の権利を強化する措置)
- ▶新しい制度で訴訟を提起することができる対象子会社は①親会社が100%株式を所有する子会社の場合で、②その子会社が親会社の総資産の1/5以上を占める場合です。
- ▶また、訴訟提起できる株主は、③当該株主が親会社の発行済株式の1%以上を所有しており、④当該株主が③の株式を6カ月以上継続して保有している場合に限られます。

今回創設された多重代表訴訟



※この制度の対象となる子会社は、国内子会社に限定されます。

※親会社の定款に「株式の譲渡を制限する旨」の規定を置いている場合には④の要件は不要です。

- ▶①②に該当する子会社を有している場合や、資産管理会社を設けている場合は注意が必要です。

●社外役員(社外取締役、社外監査役)の資格が見直しになります。社外役員を選任している会社が対象

- ▶社外取締役、社外監査役の資格が見直しになります(社外役員の独立性を強化するための措置)。
- ▶社外取締役・社外監査役を選任している会社は、現在の役員が新しい社外役員の要件を満たすかどうか、確認する必要があります。なお、監査役会を設置している会社は、社外監査役が選任されています。
(社外役員ではなく、通常取締役・監査役として引き続き業務を行うことは可能です)

従来から定められていた要件等

(太字部分は今回事業の追記により緩和された部分です)

当該取締役が

- ▶現在、もしくは過去10年以内にその会社または子会社の業務執行取締役・執行役・使用人となつたことがないこと

当該監査役が

- ▶過去10年以内に、その会社または子会社の取締役・会計参与・執行役・使用人となつたことがないもの

今回加重された要件

当該取締役・監査役が、

- ▶「親会社等」の関係者でないこと
- ▶兄弟会社(=親会社等の子会社等)の業務執行関係者でないこと
- ▶経営者等の近親者(配偶者・2親等内の親族)でないこと
- ※重要な使用人の近親者も含まます

※改正会社法の制度活用については、弁護士等の専門家にご確認ください。

※東京商工会議所では中小企業相談センター、23支部において法律相談を行っております。ご利用は無料、事前に電話予約が必要です。

【電話:03-3283-7700】

組織再編やM&Aの際に係る改正

●支配株主の異動を伴う第三者割当増資を行う場合、株主総会の決議が必要になります。

- ▶支配株主の異動を伴う募集株式の発行等について、総議決権の1/10以上の反対があった場合、株主総会の普通決議が必要となります。
- ▶**定款に「株式の譲渡を制限する」旨の規定を置いている会社は、従来から株主総会決議が必要です。**

●一定の要件を満たす子会社の株式等の譲渡は、株主総会の特別決議が必要になります。

- ▶子会社株式の譲渡は、親会社にとっては実質的に事業譲渡であるとして、一定の場合に株主総会の特別決議が必要となります。
- ▶株主総会の特別決議が必要となるのは①親会社の総資産の1/5以上を占める子会社株式の譲渡で②これにより親会社が当該子会社の議決権総数の過半数を有しなくなる場合です。

●特定支配株主による株式売渡請求(キャッシュアウト)の制度が新設されます。

- ▶総株主の議決権の9/10を保有する株主は、他の株主に対して保有株式の売渡しを請求できる制度が新設されました。
- ▶すでに発行されている株式が、少数株主から大株主に直接移転する制度ですので、会社が株式を取得する必要はありません。
- ▶この制度を使うためには、その株式の対象会社の取締役会で承認を受ける必要があります。
- ▶株式の取得価格は適正なものであることが必要とされています。
- ▶少数株主側には差止請求や株式の価格を裁判所に決定してもらうことを請求する権利があります。
- ▶**事業承継や組織再編の際に使うことが可能な規定ですが、少数株主とのトラブルを防止するため、慎重な検討が必要です。**

【組織再編やM&Aに係るその他の改正点】

●組織再編の差止め請求制度の新設

- ▶組織再編が法令または定款に違反する場合等に、不利益を受ける恐れがある消滅会社の株主は、当該組織再編をやめるよう請求できるようになります。

●債権者を害する会社分割

- ▶債権者を害する会社分割が行われた場合、分割会社の債権者は承継会社に対し、履行請求できるようになります。

主に公開会社※に係る改正

※上場会社や、定款で株式譲渡制限を定めていない会社

●社外取締役が存在しない上場会社は、株主総会で「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明する必要が生じます。

- ▶上場会社のうち、社外取締役を一人も選任していない会社は、株主総会で「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明することが義務付けられます。
- ▶直近5事業年度のいずれかの末日における株主数が1,000名を超える会社は、上場会社と同様、この規定の対象となります。
- ▶**上場会社等では、社外取締役を選任するか、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明するかを選択する必要が生じます。**

●新しい企業統治の形態として「監査等委員会設置会社」の制度が新設されます。

- ▶監査役会設置会社、指名委員会等設置会社(従前の委員会設置会社)に次ぐ三番目の類型が創設されました。
- ▶監査役会を設けず、取締役会の一組織として、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置し、監査業務を行うことができます。

●会計監査人の選任、解任、不再任の株主総会に提出する議案決定権限が監査役会に移ります。

- ▶会計監査人の独立性を確保するため、標記議案決定権が取締役会から監査役会に移ります。

【主に公開会社に係るその他の改正点】

- 責任限定契約を締結できる取締役・監査役の範囲が、すべての非業務執行取締役、監査役が変わります。
- 「当該株式会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制整備」を行う旨の規定が会社法に定められました(これまでは会社法施行規則に記載)。

改正会社法の詳細については法務省ホームページでご確認ください。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00151.html>